

薬生食輸発 0831 第 1 号
平成 29 年 8 月 31 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(鶏卵のフィプロニル)

標記については、平成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号（最終改正：平成 29 年 8 月 30 日付け薬生食輸発 0830 第 2 号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところです。

今般、オランダ、ベルギー、台湾などの養鶏場から出荷された卵からフィプロニルが検出しているとの情報があることから、下記のとおりモニタリング検査を実施することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

なお、平成 29 年 8 月 17 日付け薬生食輸発 0817 第 1 号「平成 29 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（欧州産鶏卵のフィプロニル）は本通知をもって廃止します。

記

1. 対象食品

欧州連合加盟国及び台湾から輸入される鶏卵及びその加工品（粉卵、液卵及びピータンに限る。）

2. 検査項目

フィプロニル

3. 検体採取方法

平成 29 年 3 月 31 日付け生食輸発 0331 第 2 号 別添の別表第 4 の検査項目「畜水産食品の残留有害物質等」の欄により実施すること。

4. 検査方法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号）により試験を実施すること。

なお、試験に当たっては、上記以外の方法であっても、通知法で示している試験方法と比較して、真度、精度及び定量限界において同等又はそれ以上の性能を有するとともに特異性を有する試験方法により実施して差し支えない。

5. その他

上記 1 については全ての輸入届出を対象とすること。